

訂正とお詫び

『2009年版 最新マンション管理士模擬試験問題集 300問』（2009年7月10日 第1刷発行）において一部法改正に伴い、解説に変更がございます。下記に該当部分の訂正（差換え）文ををお願いいたします（なお、正誤には影響いたしません）。ご面倒をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

三修社編集部

(E) 問5/解説 (P125)

- 1 × 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条の規定は管理組合法人に準用する。（区分所有法47条10号）法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条）。したがって、理事の職務における責任は管理組合法人が負うことになる。つまり区分所有者全員の責任となる。
- 3 ○ 法人は、設立の時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。（区分所有法48条の2第1項）
- 4 ○ 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。（区分所有法49条の4第1項）

(F) 問7/解説 (P126)

- 2 ○ 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。（一般社団法人並びに一般財団法人に関する法律78条1項）したがって、法人の責任を、区分所有者全員で負うことになる。
- 3 ○ 決議された行為そのものが、法人の目的の範囲を超える行為であった場合、その行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員（区分所有者）及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負うと解されている。

以上